

＜NCC 在日外国人の人権委員会公開セミナー＞

「共に生きるために わたしたちにできること」 —ヘイトスピーチ解消法成立後に残された課題—

今年6月3日「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が施行されました。この法律は日本で初めての人種差別反対法として注目を集めました。残された課題は決して小さくありません。真の共生社会の実現のために地域社会に生きるわたしたち一人一人に出来る事は何なのかを共に考えてみたいと思います。

とき: 2016年11月18日(金) 19:00-21:00

講師: 師岡康子さん (弁護士)

1992 - 2007 年東京弁護士会両性の平等に関する委員会、2003 - 07 年日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員、東京弁護士会外国人の人権に関する委員会委員、枝川朝鮮学校取壊し裁判弁護団。07 年ニューヨーク大学ロースクール、08 年英キール大学大学院、10 年キングズカレッジ・ロースクール留学。大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員、国際人権法学会所属。外国人入国法連絡会運営委員。著書「ヘイトスピーチとは何か」（岩波新書 2013）、「ヘイトスピーチ解消法 Q&A」（現代人文社 2016）監修。



ところ: 日本クリスチャンアカデミー関東活動センター会議室

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18

日本キリスト教会館 6 階

[HP] <http://www.academy-tokyo.com/access/>

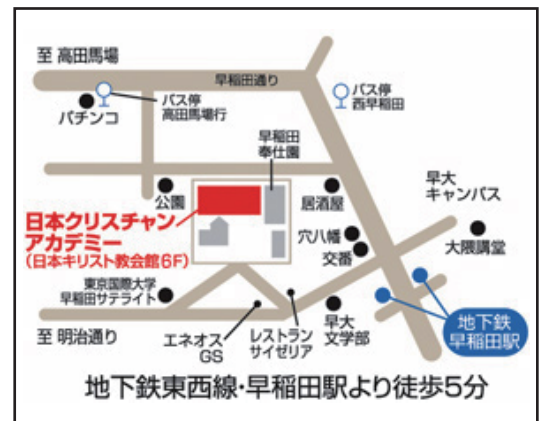
参加費無料

問い合わせ: 日本キリスト教協議会 (NCC) 在日外国人の人権委員会

135-0016 東京都江東区東陽 2-3-1 イトーピア東陽町 216 号室

TEL (03) 6666-8760 FAX (03) 6666-8766

[HP] ncc-j.org/ [Email] hrfenccej@gmail.com



主催: 日本キリスト教協議会 (NCC) 在日外国人の人権委員会

共催: 日本クリスチャンアカデミー関東活動センター

後援: (公財) 日本 YMCA 同盟 (公財) 早稲田奉仕園 日本カトリック難民移住移動者委員会
日本キリスト教団東京教区北支区部落解放委員会・日本キリスト教団東京教区部落解放五支区代表者会
日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会
外国人住民基本法の制定を求める関東キリスト者連絡会
外国人住民基本法の制定を求める神奈川キリスト者連絡会